

長野県（中核市除く）における処遇改善等加算（区分3）
の研修受講要件の取扱いについて

1 保育所・地域型保育事業所

(1) 修了すべき研修及び研修分野

保育所・地域型保育事業所における処遇改善等加算（区分3）（以下「区分3」という。）の研修受講要件（以下「受講要件」という。）として、修了すべき研修分野及び対象者は以下のとおり。

研修分野		職位（注1）		
		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
保育士等キャリアアップ研修	専門分野別研修	専門分野別研修のうち3以上の研修分野 <u>（注3）</u>	専門分野別研修のうち4以上の研修分野 <u>（注3）</u>	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する <u>1以上の</u> 研修分野
	乳児保育			
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
	マネジメント研修	必須	×（注2）	×（注2）
保育実践研修	×（注2）	×（注2）	×（注2）	

（注1）各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付けこ成保 296、7文科初第 250 号子ども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連盟通知）第2の3（1）i b・ii b・iiiに対応する。名称は、「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」に限るものではないが、施設における発令が各職位のいずれに当たるかを明確にするとともに、副主任保育士等の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しておくこと。

（注2）原則として、専門分野別研修として取り扱うことはできないが、令和元年度までに受講した研修に限って、専門分野別研修として取り扱うことが可能である。

（注3）処遇改善等加算通知第2の3(1)iiiの「別に定める研修」は、これらの研修をいう。

(2) 受講要件に該当する研修

ア 保育士等キャリアアップ研修

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県又は各都

道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう。(県が実施するものについては、県 HP (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/hoiku/careerkensyu.html>) に掲載のこと。)

イ 幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習等

教育公務員特例法及び教育職免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の一部施行(令和4年7月1日)より前に実施された幼稚園教諭免許所有者に対する免許状更新講習(以下、「旧免許状更新講習」という。)及び免許法認定講習のうち、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の各分野(ただし、「保育実践」は除く。)の「ねらい」及び「内容」を満たし、かつ、同一分野を15時間以上修了している場合に限って、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。

ウ 園内研修

保育所・地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修(以下「園内研修(保育所・地域型保育事業所)」という。)について、要件を満たした場合には、園内研修(保育所・地域型保育事業所)の修了者について、対応する保育士等キャリアアップ研修の研修分野に関して1分野最大4時間の研修が短縮される。(「保育士等キャリアアップ研修における保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内研修の取扱いについて」(令和2年7月22日付け2こ家第174号長野県県民文化部こども・家庭課長通知)のとおり。)

2 幼稚園・認定こども園(保育所型認定こども園含む。)(以下、同様。)

(1) 修了すべき研修及び研修分野

幼稚園・認定こども園における区分3の受講要件として、修了すべき研修内容及び対象者は以下のとおり。

研修実施主体	研修内容	職位(注4)		
		(幼)中核リーダー(認こ)副主幹保育教諭	専門リーダー	若手リーダー
都道府県又は市町村	教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上(うちマネジメント研修15時間以上必須)(注5)	60時間以上	15時間以上
県が認める団体				
大学等				
各施設	うち園内研修	15時間以内に限り可	15時間以内に限り可	4時間以内に限り可

(注4) 1(1)(注1)に準ずる。

(注5) 処遇改善等加算通知第2の3(1)iiiの「別に定める研修」は、この研修をいう。

(2) 受講要件に該当する研修

幼稚園・認定こども園の職員が受講すべき研修は、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育及び保育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下ア～エの主体が実施する研修であり、職位に応じて必要な時間数以上を修了する。（各研修を受講した時間数を合算して考える。エについては、合算できる時間数に上限あり。）

ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）

県が実施する対象研修の例は以下のとおり。なお、市町村又は長野県以外の都道府県（以下「市町村等」という。）が実施する研修については、要件に合致するものを対象とする。

- ・保育士等キャリアアップ研修（注6）（注7）（注8）
- ・子育て支援員研修（「基本研修」及び「専門研修地域保育コースのうち共通科目部分」に限る。）

（注6）マネジメント研修は中核リーダー、副主幹保育教諭及び専門リーダーに限り対象とできる。また、保育実践研修については、1（1）（注2）の取扱いに準ずる。

（注7）保育所・地域型保育事業所のように必ずしも各分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数をそのまま研修時間として算入することができる。

（注8）幼稚園の職員については、「乳児保育」分野は対象の研修とならない。

イ 県が認める団体

県が研修の実施主体として認めた団体については、県HPに掲載する。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/hoiku/shoguninnte.html>)

なお、令和4年度から、幼稚園・認定こども園関係団体等の研修実施主体としての認定に関する事務は県に一本化される。

令和3年度までに県又は中核市（長野市及び松本市）に研修実施主体として認定された団体の令和4年度以降の取扱いについては以下のとおり。

パターン		令和4年度以降における 認定の効力	備考
県から認定○	中核市から認定○	全県の幼稚園・認定こども園での研修実施主体として有効。	
	中核市から認定×	全県の幼稚園・認定こども園での研修実施主体として有効。	
県から認定×	中核市から認定○	認定を受けた中核市に所在する幼稚園・認定こども園での研修実施主体としてのみ有効。	全県の幼稚園・認定こども園での研修実施主体として有効になるために、県からも認定を受けることを推奨。

※○：受けている ×：受けていない

ウ 大学等

大学等が実施する対象研修の例は以下のとおり。

- ・ 幼稚園教諭免許状に係る旧免許状更新講習（注9）

（注9）小学校教諭の免許状を持っている教諭が、小学校の内容に特化した更新講習を受講した場合等研修内容として適さないものを除く。

エ 園内研修

幼稚園・認定こども園が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修（幼稚園・認定こども園）」という。）について、要件を満たした場合には、園内研修（幼稚園・認定こども園）の修了者について、中核リーダー（副主幹保育教諭）及び専門リーダーにおいては15時間以内、若手リーダーにおいては4時間以内の範囲で受講要件として、修了すべき研修時間に含むことができる。（「幼稚園・認定こども園が行う処遇改善等加算Ⅱに係る園内研修の取扱いについて（通知）」（令和2年10月6日付け2こ家第275号、2私第245号長野県県民文化部こども・家庭課長、私学振興課長通知）のとおり。）

3 受講要件の適用について

（1）副主任保育士、中核リーダー及び専門リーダーの適用時期

各年度までに修了すべき研修の分野数又は時間数は、以下のとおり。

	R4	R5	R6	R7	R8～
保育所 地域型保育事業所	適用なし	1分野	2分野	3分野	4分野
幼稚園 認定こども園		15時間	30時間	45時間	60時間

（2）研修修了の証明の取扱い

ア 幼稚園及び認定こども園

- ① 他の加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、県においても引き続き有効とする。
- ② 2（2）イの実施主体が実施する研修に関して、加算に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が提出された場合で、県が当該証明を発行した者を研修実施主体として認めていない場合は、加算に係る研修を修了したことを県において確認することにより有効とする。

4 その他共通事項

(1) 受講要件の確認については、受講要件が必須化された以後、区分3認定の申請時に加算Ⅱ対象者について、以下のものを添付する。

ア 研修受講履歴一覧(様式1、様式2)

イ 一覧に記載の各職員が研修を修了していることの証明(注10)

対象となる研修	研修受講の証明として提出するもの	備考
保育士等キャリアアップ研修 (園内研修(保育所・地域型保育事業所)含む)	保育士等キャリアアップ研修修了証	
幼稚園教諭免許状に係る旧免許状更新講習等	大学等が発行する更新講習修了証の写し	保育所等の場合、ガイドラインの「ねらい」及び「内容」を満たし、時間数の合計が同一分野で15時間以上であることが必要。
子育て支援員研修	子育て支援員研修修了証書	幼稚園等のみ対象
市町村等が実施する研修	実施主体が発行する修了証	幼稚園等のみ対象
県が認めた団体が実施する研修	実施主体が発行する修了証	幼稚園等のみ対象
園内研修(幼稚園・認定こども園)	園内研修(幼稚園・認定こども園)修了証明書(様式第2号)	幼稚園等のみ対象

(注10)提出書類は表のとおりとするが、記載されていない研修や提出書類についても、県が個別に判断し、認める場合がある。また、表中の提出書類を提出した場合においても、研修の内容が要件を満たさない場合や内容を確認できない場合等事情によっては、認められない場合がある。

- (2) 原則として、受講要件に該当する研修は平成29年4月1日以降(ただし、園内研修については、令和2年7月22日以降)に受講されたものに限るが、保育士等キャリアアップ研修修了証が提出されるものについては、受講年月日にかかわらず対象とする。
- (3) 幼稚園・認定こども園の場合であって、県または県が指定した機関が開催する保育士等キャリアアップ研修を受講したが、一分野につき15時間を終えていないこと等から、修了証が交付されていない者について、研修の一部実績を対象とする場合、3(1)イに係る提出書類は要しない。
- (4) 中核市所在の園については、当該市の取扱いによる。
- (5) 区分3の申請を行う施設においては、受講要件の必須化を見据え、各対象者が受講した多様な研修の修了状況を把握し、適切に管理すること。
- (6) 職員自身の異動・転職等の可能性を考慮し、職員個人が対象研修について自身の研修受講歴に係る記録を取っておくことが望ましい。
- (7) 幼稚園・認定こども園に勤務していた者が、保育所・地域型保育事業所に勤務することとなり、1(2)に示す研修を受講していない場合でかつ、2(2)で示す研修を必要な時間数以上受講している場合、勤務日から1年間に限って、受講要件を満たしているものとして取り扱う。